

【令和7年度埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金に係るQ&A】

令和7年7月9日現在

※本QAと併せて必ず県交付要綱をご確認ください。

Q1-1. 補助金申請をすれば必ず補助を受けられるのですか。
A. 予算の範囲内での交付になります。予算を超える申請があった場合は、当補助事業における過去の補助金交付状況等を考慮し補助事業者を選定します。
Q1-2. いつ購入したものが補助対象となるのか
A. <u>交付決定日以降</u> に購入したものが補助対象となります。 交付決定日より前に購入したものは補助対象外です。
Q2. 導入を検討している機器が、補助対象に該当するかわからない
A. 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（県要綱別添1）に該当する機器等が補助対象となります。 また、申請いただいた機器等が「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当するかは個別の判断となりますが、「福祉用具情報システム（TAIS）」（（公財）テクノエイド協会が提供）で介護テクノロジーとして選定された機器は対象とします。 ※TAISには「介護テクノロジー」の選定を受けていない機器も掲載されています。 「介護テクノロジー」の選定を受けているかの確認をしてください。 （TAISのURL： https://www.techno-tais.jp/ ）
Q3. 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当しない機器等は補助対象となるか。
A. 補助対象となりません。
Q4. 1台あたりの基準額と1事業所あたりの補助上限額について教えてほしい。
A. 1台あたりの基準額と1事業所あたりの補助上限額の双方を上回ることはできません。 【例① 「排泄支援」のロボット（1台100万円）を6台導入する場合】 1台あたりの基礎額：100万円×3／4＝75万円…① 1台あたりの基準額：30万円…② 1台あたりの補助額：30万円（①と②の低いほう）…③ 1事業所あたりの補助額：30万円×6台＝180万円…④ ※75万円×6台＝450万円の補助とはなりません。
Q5. 1事業所において複数機種の介護ロボット導入費を交付申請することは可能か。
A. 同一年度内に同一の目的のために導入する場合は、複数機種の導入費を申請することはできません。異なる目的のために複数機種の導入費を申請することは可能であり、その場合の1事業所あたりの補助上限額は、複数機種合計で500万円となります。
Q6. 1事業所において介護ロボット及び介護ソフト導入費を交付申請することは可能か。
A. 同一年度内に同一の目的のために導入する場合は介護ロボットと介護ソフトの導入費両方を申請することはできません（パッケージ型導入を除く）。 異なる目的のために介護ロボットと介護ソフトの導入費を申請することは可能で

あり、その場合の1事業所あたりの補助上限額は合計で750万円となります。
Q 7. 1事業所においてパッケージ型と介護ロボット又は ICT の導入費を交付申請することは可能か
A. できません。
Q 8. 機器等の導入に付帯して必要となる経費は補助対象に含まれるか。
A. 機器等の導入と併せて導入する場合に限り、補助対象とします。 【付帯経費の例】 ①介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等) ②介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末等 ③機器等を導入する際の工事費 ④保守経費等 (クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など)
Q 9. 介護ソフトを導入する際の要件はあるか。
A. 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が導入する場合は下記①及び②、それ以外のサービス種別の事業所が導入する場合は①が要件となります。 【要件】 ①介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務 (事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること (転記等の業務が発生しないものであること) ②国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。
Q 10. 介護ソフト機能調査の結果はどこから確認ができるか。
A. 厚生労働省 HP「介護テクノロジーの利用促進」の「補助金参考資料」をご参照ください。(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)
Q 11. 介護ソフトの改修に要する経費は対象となるか。
A. 以下に対応するための改修に要する費用については対象経費として差し支えありません。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE 標準仕様」(※)に対応するための改修

※ 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」
Q12. 防犯（監視）カメラは対象か。
A. 一般的な防犯（監視）カメラは見守り機器の定義に該当しないため、本補助金においては対象外です。
Q13. 使用权（ライセンス）の購入費は補助対象となるか。
A. 対象となります。補助対象額は当該年度中（例：令和7年度においては令和8年1月31日までを予定）に支出する金額となります。 （5年間のライセンスを購入した場合、5年間分をまとめて当該年度に支出する場合は5年間分が対象となります）
Q14. リース及びレンタル費は補助対象となるか。
A. 令和7年度分のリース及びレンタル費について、補助対象となります。
Q15. リース又はレンタル期間を3年未満に設定することは可能か。
A. 介護ロボット導入後原則として3年間、介護ロボット導入後の使用状況及び効果を報告していただくことになっているので、リース又はレンタル期間は3年以上に設定してください。
Q16. いつまでに介護ロボットを導入する必要があるか。
A. 当該年度中（例：令和7年度においては令和8年1月31日までを予定）に導入し、支払まで完了してください。
Q17. 介護ロボット導入後の使用状況及び効果の報告はいつまでする必要があるのか。
A. 補助を受けた翌年度から3年間報告をしていただく必要があります。 様式等は別途お知らせします。
Q18. 過去に補助を受けた事業者でも、もう一度補助を受けることは可能か。
A. 可能です。 ただし、予算を超える申請があった場合は、当補助事業における過去の補助金交付状況等を考慮し補助事業者を選定します。
Q19. 過去複数回の補助を受けている場合、使用状況及び効果の報告に関する書類は一部にまとめて提出してもよいか。
A. 使用状況及び効果の報告書は、まとめてではなく、介護ロボット導入計画（交付申請時提出書類）と同じ枚数分提出してください。
Q20. 補助金を受けて取得したロボットを処分する際、何か手続きは必要か。
A. 補助金交付要綱第10条第1項（5）に記載のある通り、補助事業により取得した機械、器具及びその他の財産のうち、1台当たりの取得価格が30万円以上のものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。よって、以上の行為をする場合は財産処分の承認申請書を提出していただきます。また、場合によっては補助金を返還していただく場合がございますので、御注意ください。

Q 2 1. 他の補助事業と重複して補助を受けることはできるか。

A. 他の補助金等を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはなりません。

例えば、厚生労働省の各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」においては、移乗介助機器が助成の対象となります。当事業と重複して申請しないようにしてください。

Q 2 2. 特養と併設のショートステイ用居室があるが、まとめて申請ができるか。

A. できません。

従来型とユニット型混合の特別養護老人ホームや、特別養護老人ホームと併設されるショートステイ用居室など介護保険事業者番号が別の場合は、それぞれ申請してください。

Q 2 3. 補助要件として、交付要綱第4条第1項に記載された「(1) 導入支援と一体的に行う業務改善支援をうけること」及び「(8) ア 業務改善計画の作成や取組の実施にあたって都道府県に設置されている生産性向上総合相談センターに相談するものとする」とは、何をしたらよいか。

A. 埼玉県には、生産性向上の相談窓口として「介護のみらいサポートセンター」（埼玉県社会福祉協議会）を設置しています。

本相談窓口で（1）の要件を満たす研修及び（8）アの要件を満たす相談会を実施する予定ですので、そちらを受講してください。

日時や申込等については別途お知らせします。

Q 2 4. 補助要件として、令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始することとあるが、データ連携実績は必要か。

A. 連携実績はなくても、利用開始をしていれば補助要件を満たしたことになる。